

法指第 1118 号
平成20年 7月10日

各法人 代表者 様

大阪府健康福祉部地域福祉推進室長
(公印省略)

「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について(通知)

日頃から、本府健康福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、裏面のとおり平成20年6月18日付食安発第0618005号厚生労働省医薬食品局食品安全部長より通知がありました。各法人におかれましては、日頃から調理施設の衛生管理には留意されていることと存じますが、改正マニュアルの趣旨を踏まえた衛生管理の徹底を図られるようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、下記ホームページをご覧ください。

大阪府健康福祉部 食の安全推進課ホームページ

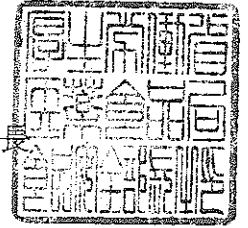
<http://www.pref.osaka.jp/shokuhin/index.htm>

大阪府 健康福祉部 地域福祉推進室
法人指導課 指導・監査グループ
担当 大原・長谷川
電話 06 - 6941 - 0351
(内線 2496)

食安発第0618005号
平成20年6月18日

各
〔都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区长〕殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長



「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について

標記について、「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日付け衛食第85号（最終改正：平成12年12月28日付け生衛発第1891号））別添の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を別添のとおり改正（下線の部分が改正部分。）しますので、御了知の上、下記の留意点を踏まえ、対応方よろしくお願ひします。

記

1 改正の内容

本件については、ノロウイルス食中毒の増加を踏まえ、平成19年10月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会において取りまとめられた「ノロウイルス食中毒対策（提言）」の内容を追加する等の改正を行うものであること。

2 その他

同一食材を使用し1回300食以上又は1日750食以上を提供する大量調理施設、中小規模調理施設等においても、改正マニュアルの趣旨を踏まえた衛生管理の徹底を図ること。

